

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容												
1	17	火	9:30	9:50	9:50	10:20	10:30	12:30	13:30	17:10	※				
	開始式 (所長あいさつ)			オリエンテーション			自 己 紹 介			説明と意見交換 「裁判所における人事の仕組み等」 人事局長 堀 田 眞 哉 人事局任用課長 板 津 正 道 (司会) 司研教官 三 角 比 呂					
	18	水	9:30	講演と意見交換 「新任判事補に期待すること」 弁護士 若 林 茂 雄				12:00	13:00	左陪席裁判官の在り方 (班別) 1 班 横浜地裁判事補 竹 村 友 里 (司会) 司研教官 杜 下 弘 記 2 班 京都地裁判事補 岩 城 光 (司会) 司研教官 福 井 章 代 3 班 名古屋地裁判事補 荻 原 惇 (司会) 司研教官 横 田 典 子 4 班 さいたま地裁判事補 加 島 一 十 (司会) 司研教官 平 出 喜 一 5 班 千葉地裁判事補 園 俊次郎 (司会) 司研教官 福 島 かなえ					
	19	木	9:30	令状実務の留意点 (班別) 甲班 東京地裁判事 菅 原 暁 乙班 東京地裁判事 内 山 裕 史 丙班 大阪地裁判事補 海 瀬 弘 章 丁班 司研教官 平 出 喜 一				12:00	13:00	14:20	14:20	14:50	15:00	17:00	
							裁判所の組織と機構 総務局 第一課長 清 藤 健 一	情報政策課からの説明 情報政策課 参事官 橋 爪 信		裁判官としての研さん (班別) A 班 千葉地裁判事 吉 澤 邦 和 (司会) 司研教官 三 角 比 呂 B 班 鳥取地裁判事 姥 迫 浩 司 (司会) 司研教官 福 井 章 代 C 班 大阪地裁判事 佐 伯 良 子 (司会) 司研教官 杜 下 弘 記 D 班 名古屋地裁判事 三 芳 純 平 (司会) 司研教官 平 出 喜 一 E 班 山形地裁判事 林 欣 寛 (司会) 司研教官 福 島 かなえ					
20	金	9:30	証拠保全実務の留意点 (班別) Ⅰ 班 東京地裁判事補 石 川 紘 紹 (司会) 司研教官 福 井 章 代 Ⅱ 班 東京地裁判事補 雨 宮 竜 太 (司会) 司研教官 杜 下 弘 記 Ⅲ 班 大阪地裁判事補 乾 裕 美 (司会) 司研教官 横 田 典 子 Ⅳ 班 大阪地裁判事補 若 林 慶 浩 (司会) 司研教官 福 島 かなえ				12:10	13:10	講演と意見交換 「新任判事補への期待～裁判について考える～」 民事裁判 東京高裁部総括判事 川 神 裕 刑事裁判 東京高裁部総括判事 秋 吉 淳一郎				15:10	15:30	17:30
23	月	10:00	講演 「国際人権法と裁判所」				12:00	13:00	班別意見交換 「目指すべき裁判官になるために」 a 班 司研教官 三 角 比 呂 b 班 司研教官 福 井 章 代 c 班 司研教官 平 出 喜 一 d 班 司研教官 杜 下 弘 記				16:00		

※ 懇談会を予定

平成28年度新任判事補研修

参 加 者 名 簿

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	東京地裁	上田 佳子	行由
		加賀 友菜	祐世
		金唐 木齊	瑞岳
		杉長 谷川	翔利
		濱堀 中内	信里
		宮山 井原	翔裕
		山吉 大川	奈々
		澁野 江部	美宏
		治野 上川	小夜
		須村 越木	悠惟
	横浜地裁	佐々 木水	惟拓
		清長 谷川	真理
		本柿 古部	泰郁
	さいたま地裁	平金 谷山	暢皓
		長松 尾居	恵梨
	千葉地裁	新大 居畑	拓勇
		大亀 菅中	健裕
	宇都宮地裁	菅中 野村	裕公
	前橋地裁		
	静岡地裁		
	甲府地裁		
大阪	大阪地裁		

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考		
大阪	大阪地裁	野 上 恵 里	翔美実貴愛美義夏矢詞諭彩里人志平惟明太泰香一也伍彩翔樹史イ介貴紗輝之		
	京都地裁	水森渡伊上友秦堀立佐進岩澤庄新餅樋中森小浅尾大信後古竹浦川洩伊西早川	上 谷 邊 藤 田 延 仙 木 藤 谷 田 司 田 田 口 村 出 井 嶋 庭 吉 藤 川 田 城 上 谷 藤 村 見 越	朋 真 祐 千 裕 卓 優 早 健	
		神戸地裁			
		奈良地裁			
		大津地裁			
		和歌山地裁			
	名古屋	名古屋地裁			
		津地裁			
			岐阜地裁		
			福井地裁		
金沢地裁					
富山地裁					
広島		広島地裁			
		岡山地裁			
		松江地裁			
		福岡地裁			
福岡	大分地裁				
	熊本地裁				
	仙田地裁				
仙台	盛岡地裁				

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
仙台	秋田地裁	桑 原 い ぶ き	
札幌	札幌地裁	岩 竹 遼 峻	
		大 木 井 直 子	
		亀 牧 野 一 成	
高松	高松地裁	上 原 絵 梨	
	徳島地裁	大 西 康 平	
	松山地裁	丸 林 裕 矢	

合計 78 人

新任判事補に 期待すること

マインドの重要性

平成29年1月18日
弁護士 若林 茂雄

初心忘るべからず

- なぜ裁判官を志したのですか。
– 自分の原点を認識しましょう。
- 私欲あるべからず、公欲なかるべからず。
- 春風以て人に接し、秋霜以て自ら肅む。
(佐藤一斎、言志四録)

法曹の役割

- 国民の社会生活上の医師
(司法制度改革審議会の意見書)
 - － 紛争発生の未然防止の役割
 - － 法的ルールの下で適正・迅速かつ実効的な紛争の解決・救済を図る役割
- 紛争の解決 → 当事者が納得する解決

裁判官の役割

- 国民の社会生活上の医師としての裁判官
 - 裁判所(「司法部門」)は、そこに持ち込まれる具体的事件(争訟)を契機に、法の正しい解釈適用を通じて当該事件(争訟)を適正に解決し、もって法の維持・形成を図ることを期待される受動的存在。(司法制度改革審議会の中間報告)
 - 千差万別の事件をそれぞれ適正に解決する、まさしく臨床医。 → 当事者(患者)が存在。

裁判官の職責

- 具体的な法律上の紛争について、具体的法、具体的正義を宣言することにより、解決をする。(裁判)
 - 抽象的な法規範に、具体的な事実をあてはめ、その紛争における具体的法、具体的正義を宣言する。
- 具体的な法律上の紛争について、当事者間の合意により、条理にかなない実情に即した解決をする。(和解)
 - 法規範該当事実以外の実情(実情)も考慮し、条理にかなない実情に即した具体的法、具体的正義を当事者の合意により形成する。
- いずれも当事者が関与する手続の積み重ねに基づく。

国民が求める裁判官

- 法律家としてふさわしい多様で豊かな知識、経験と人間性を備えていること。
(司法制度改革審議会中間報告)
 - － 法律家としてふさわしい多様で豊かな知識、経験
 - － 人間性
- 法律上の紛争を公正な立場で正しく判断する資質・能力
- 当事者に信頼される、当事者を納得させる資質・能力

裁判官に求められるスキル

- スキル(技法) — 法律家としての知識、経験
 - 専門的法律知識、法的能力
 - 理論上・実務上の専門的知識と能力 など
 - 法律家としての能力、経験
 - 事実の認識・把握・分析をする能力、経験
 - 洞察力 など
 - 当事者に信頼され、納得させる能力
 - 説得力 など

裁判官に求められるマインド

- マインド(見識) — 人間性
 - 良識(多様で豊かな知識経験に裏打ちされる)
 - 人間味あふれる、思いやりのある、心の温かい裁判官
 - 法廷で上から人を見下ろすのではなく、訴訟の当事者の話に熱心に耳を傾け、その心情を一生懸命理解しようと努力する裁判官
 - 人の意見をよく聞き、広い視野と人権感覚を持って当事者の言い分をよく理解し、なおかつ、予断を持たずに公正な立場で間違いのない判断をしようと努力する裁判官

スキルとマインド

- 裁判官に求められるスキルとマインドは、裁判官として職責を果たすための車の両輪
 - いずれも重要
 - 両方兼備が不可欠、片方だけでは正しい方向へ進むことができない
- スキルに目が行きがち
 - スキルが基礎で、マインドだけで裁判はできない
- マインドの重要性
 - スキルだけでは、結論が正しいだけに留まらない、真に正しい裁判はできない

マインドの重要性1

- 結果が正しいことに加えて、当事者の納得もともなう解決
- 裁判官への信頼と当事者の納得
 - － 裁判官のマインドが裁判手続の過程に如実に現れる
 - － 裁判手続には当事者が関与し、手続の過程が裁判官に対する信頼、当事者の納得に大きく影響
 - 人の意見をよく聞き、当事者の言い分をよく理解し、なおかつ、予断を持たずに公正な立場で間違いのない判断をしようと努力する裁判官

マインドの重要性2

- 具体的紛争について適正な解決
 - 適正な解決の究極の源泉は何か
 - 実定法の解釈？
 - ハードケース(適用すべき法の解釈や妥当性に問題がある事案)の場合
- 裁判をする心
 - 正しい法の適用を考え、虚心に謙虚に当事者をはじめ、人の意見を聞き冷静かつ公正に判断を下す。

マインドの重要性3

- 良心に従って独立して職権を行ない、憲法その他の法規範にのみ拘束される(日本国憲法76条3項)
- 良心に従った職権行使をゆがめるもの
 - － 私心、良心の居眠り(自己規制)
- 良心を覚醒させるもの
 - － 良心の自覚、克己

国民の期待に応える裁判官

- 国民の期待に応える21世紀の司法制度
 - － 利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法
- 司法の中核を担う裁判官
 - － 国民にとって、分かりやすく、頼りがいがある裁判官
- 国民からみて、分かりやすく、頼りがいがある裁判官
 - － 裁判官が審理過程において当事者にどのような態度で接するか

中間報告で指摘された審理態度

- 人間味あふれる、思いやりのある、心の温かい裁判官
- 法廷で上から人を見下ろすのではなく、訴訟の当事者の話に熱心に耳を傾け、その心情を一生懸命理解しようと努力する
- 人の意見をよく聞き、広い視野と人権感覚を持って当事者の言い分をよく理解し、なおかつ、予断を持たずに公正な立場で間違いのない判断をしようと努力する

当事者の話をよく聞く裁判官

- 社会生活上の医師として紛争を適正に解決するための最重要ポイント
- 高圧的でなく、当事者の話をよく話を聞き、その心情を理解しようと努力する
 - － 当事者目線で言い分をよく聞く → 紛争の原因・実態、当事者の望みが判る
 - － 当事者の心情理解に努める（誠意を持って接する） → 当事者の苦痛が判る、共感、当事者の信頼を得る（当事者の心を動かす）

心の暖かい裁判官

- 人間味にあふれ、思いやりのある、心の温かい裁判官
 - － そのような人間性を備えた裁判官、そのような人間性を当事者に感じさせる審理態度
 - － 誠意を持って当事者に接し、その心情理解に努める裁判官
 - － 当事者が裁判官を信頼する
 - － 当事者が裁判官の話や判断を納得する → 紛争の早期解決（和解成立、上訴不提起）

当事者の気持ちに応える

- 当事者は裁判官を見ている
 - － 誠実に対応してくれるか、真剣に話を聞いてくれるか、自分の言い分・立場を理解してくれるか
- 当事者は裁判官が自分を理解し共感してくれることを望んでいる
 - － 当事者にとって、理解してもらえたら結果は二の次の場合がある

適正な紛争解決

- 適正な紛争解決
 - 法的ルールに従った紛争解決
 - 当事者が納得する紛争解決
 - 結果と手続過程の双方において問題となる
- 当事者が納得する紛争解決
 - 負け側当事者にとっては、裁判官の論理を理解することとともに、裁判官に理解してもらった、共感してもらったと感知することが重要

弁護士から見た裁判官1

- 大阪弁護士会の報告
 - － 高評価裁判官の主な評価理由
 - 記録をよく読んでいる。
 - 争点整理、釈明が適切。
 - 期日の都度、争点をまとめて整理している。
 - 当事者との対話を重視している。
 - 被告人に対する説明が丁寧。わかりやすい。
 - 弁護側の意見に十分に耳を傾けて、適切な訴訟指揮を行ってくれた。
 - 長時間にわたって被告人質問を実施し、言い分をよくきいてくれた。

弁護士から見た裁判官2

- 大阪弁護士会の報告
 - 低評価裁判官の主な評価理由
 - 記録を読んでいない。
 - 当事者の主張を十分に理解していない。
 - 話しに説得力がない。
 - やる気が感じられない。
 - 立場が偏っている(公平でない)。
 - すぐ感情的になる。話し方が強権的。
 - 弁護人の質問を不当に制限する。
 - 被告人を小馬鹿にするような言動をする。

裁判官の役割再説

- 法的紛争を、手続過程・結果のいずれも適正に解決し、同時に、当該解決について当事者の納得を実現する。(当事者満足度の高い本当の紛争解決)
 - 当事者の話を当事者目線で誠意を持ってよく聞く。
 - 当事者の言い分、立場を理解し、共感し、当事者の気持ちに応える。
 - 判決、和解を問わない。
- 紛争解決における裁判官のマインドの重要性

志望理由の実現

- 裁判官としての自分の原点
 - 自分の原点をどのように実現しますか。
 - 裁判官としてのスキル、マインドは自分の原点にどのようにかわりそうですか。
 - 解決する紛争における法律要件に注目する視点に加えて、当事者の言い分、立場を理解し、気持ちに応える視点を兼備することが、自分の原点にどのようにかわりそうですか。

新任判事補に期待すること

- マインド(見識)の重要性を理解すること。
 - 人間性の陶冶。
 - 私心の克服、克己。
- 当事者の話をよく聞き、当事者の心情理解に努め、当事者の気持ちに応えること。
 - 当事者目線で誠実に対応する。
 - 当事者に迎合することではない。

平成29年1月20日

「新任判事補への期待～裁判について考える～」

東京高等裁判所部総括判事 川神 裕

1 はじめに

2 裁判官に期待されていること

(1) 裁判官として求められる資質

① 事務処理能力

② 組織運営能力

③ 一般的資質及び能力

責任感

廉潔性

志

(2) 国民の求める裁判官像

司法制度改革の中で出された意見

人格的資質

(3) より良い裁判を目指して

誠実さ、やさしさ、人への共感ができる感性

想像力、真相に迫ろうとする意欲

バランス感覚

方向感覚

解決を図ろうとする熱意

勇気

3 裁判官の勉強，自己研さん

(1) OJT

ア 事件を通じて

(ア) 記録に取り組む

(イ) 合議，議論の大切さ

合議を求める際の礼儀

合議体以外の人との議論，意見交換

(ウ) 取り組んだ問題についての資料整理，周辺知識の勉強

イ 共通言語

文章作法

立法のルール

ウ 中村治朗「裁判官の勉強のことなど」（「裁判の世界を生きて」 3
57頁所収）

①常に問題意識を持つこと

②思考を深め，かつ広めること

③自分自身の考えを培うこと

④絶えず裁判の原点に立ち返ること

(2) 研修，外部経験

(3) 振り返り（自省），そして前へ

4 裁判をすることの意義，影響

(1) 裁判の在り方

ア 裁判の目的・役割

イ 裁判の説得性

ウ 現代における民事裁判

(2) 判例の形成過程（調査官経験から見て）

ア 裁判所調査官による調査

イ 判例委員会

判決理由となるべき説示

最高裁三小平成7年2月28日判決(民集49巻2号639頁,
裁判集民事174号489頁)

ウ 判例の読み方

法理判例

場合判例

事例判例

- (3) ハードケース, 政策形成訴訟
時代や社会的背景の変化
- (4) 高裁から見て

5 組織としての裁判所

- (1) チームプレイ, チームワーク
- (2) 書記官等との協働
- (3) 司法行政部門との協働

6 裁判官の生活

- (1) 生きがい
- (2) 趣味, スポーツ, 教養
- (3) 心の余裕

7 終わりに～私の期待

- (1) 裁判所の置かれている状況の認識
- (2) 裁判の在り方を改善したり, 裁判所をより良い組織にしたりするための新たな発想
- (3) 一期一会

○選挙人名簿不登録処分に対する異議の申出却下決定取消請求事件

【事件番号】

平成五年(ワ)第一六三号

【裁判月日】

平成七年二月二八日

【法廷・結果】

第三小法廷判決 棄却

【原 審】

大阪地方裁判所

【参照法条】

憲法一五条一項・九三条二項 地方自治法二条・一八条 公職選挙法九条二項

○判 示 事 項

日本国民たる住民に限り地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有するものとした地方自治法一一条、一八条、公職選挙法九条二項と憲法一五条一項、九三条二項

○裁 判 要 旨

日本国民たる住民に限り地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有するものとした地方自治法一一条、一八条、公職選挙法九条二項は、憲法一五条一項、九三条二項に違反しない。

平成五年(初)第一六三号

判
決

平成七年二月一八日判決

平成五年(初)第一六三号

上
告
人
上
告
人
上
告
人
上
告
人
上
告
人
上
告
人
上
告
人

上告人

右九名訴訟代理人弁護士

相馬達雄
平木純二郎
能瀬敏文

大阪市北区扇町二丁目一番二七号

被上告人 大阪市北区選挙管理委員会

右代表者委員長 柴垣博宣

同 生野区勝山南三丁目一番一九号

被上告人 大阪市生野区選挙管理委員会

右代表者委員長 松林勉

同 東淀川区豊新二丁目一番四号

被上告人 大阪市東淀川区選挙管理委員会

右代表者委員長 三好幸雄

同 西淀川区御幣島二丁目二番一〇号

被上告人 大阪市西淀川区選挙管理委員会

右代表者委員長 矢谷澄

右四名指定代理人 喜多剛久

右当事者間の大阪地方裁判所平成二年行ウ第六九号、第七〇号、第七一号、第七二号、第七四号、第七五号、第七六号、第七七号、第七八号選挙人名簿不登録処分に対する異議の申出却下決定取消請求事件について、同裁判所が平成五年六月二十九日言い渡した判決に対し、上告人らから全部破棄を求める旨の上告の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人相馬達雄、同平木純二郎、同能瀬敏文の上告理由について

憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものである。そこで、憲法一五一条一項にいう公務員を選定罷免する権利の保障が我が国に在留する外国人に対しても及ぶものと解すべきか否かについて考えると、憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び一条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法一五一条一項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。そして、地方自治について定める憲法第八章は、九三条二項において、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するものと規定しているのであるが、前記の国民主権の原理及びこれに基づく

憲法一五條一項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることを併せ考へると、憲法九三條二項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものとすることはできない。以上のように解すべきことは、当裁判所大法廷判決(最高裁昭和三十五年(初)第五七九号同年十二月十四日判決・民集一四卷一四号三〇三七頁、最高裁昭和五〇年(初)第一二〇号同五三年一月四日判決・民集三三卷七号一三三三頁)の趣旨に徴して明らかである。

このように、憲法九三條二項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないが、憲法第八章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であつてその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至つたと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であつて、このような措置を講じないからといつて違憲の問題を生ずるものではない。以上のように解すべきことは、当裁判所大法廷判決(前掲昭和三十五年十二月十四日判決、最高裁昭和三十七年(初)第九〇〇号同三八年三月二七日判決・刑集一七卷二二二頁、最高裁昭和四十九年(初)第七五号同五一年四月十四日判決・民集三〇卷三三三頁、最高裁昭和五十四年(初)第六五号同五十八年四月二七日判決・民集三七卷三三三三三頁)の趣旨に徴して明らかである。

以上検討したところによれば、地方公共団体の長及びその議会の議員の選挙の権利を日本国民たる住民に限るものとした地方自治法一一条、一八条、公職選挙法九条二項の各規定が憲法一五條一項、九三條二項に違反するものといふことはできず、その他本件各決定を維持すべきものとした原審の判断に憲法の右各規定の解釈の誤りがあるといふこともできない。所論は、地方自治法一一条、一八条、公職選挙法九条二項の各規定に憲法一四條違反があり、そうでないとしても本件各決定を維持すべきものとした原審の判断に憲法一四條及び右各法令の解釈の誤りがある旨の主張をしているところ、右主張は、いずれも実質において憲法一五條一項、九三條二項の解釈の誤りをいうに帰するものであつて、右主張に理由がないことは既に述べたとおりである。以上によれば、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三條に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長	裁判官	裁判官	裁判官	裁判官
可	部	部	部	部
恒	逸	正	秀	行
雄	夫	男	夫	信

○行政処分取消請求事件

(平成17年(行ヒ)第397号 破棄自判)
(同20年9月10日大法院判決)

【上告人】 控訴人 原告 [REDACTED] ほかに28名

代理人 渡辺 昭 ほか

【被上告人】 被控訴人 被告 浜松市 代理人 黒木辰芳 ほか

【第1審】 静岡地方裁判所 平成17年4月14日判決

【第2審】 東京高等裁判所 平成17年9月28日判決

○判示事項

市町村の施行に係る土地区画整理事業の事業計画の決定と抗告訴訟の対象

○判決要旨

市町村の施行に係る土地区画整理事業の事業計画の決定は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たる。

(補足意見及び意見がある。)

【参照】 土地区画整理法(平成17年法律第34号による改正前のもの)52条1項 都道府県又は市町村は、第3条第3項の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定めなければならない。この場合において、その事業計画において定める設計の概要について、国土交通省令で定めるところにより、都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

土地区画整理法6条1項 第4条第1項の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区)、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。

同法54条 第6条の規定は、第52条第1項の事業計画について準用する。

行政事件訴訟法3条1項、2項 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。)の取消しを求める訴訟をいう。

○退去強制令書発付処分取消等請求事件

(平成18年(行ツ)第135号 破棄自判)
(同20年6月4日大法廷判決)

【上告人】被控訴人 原告 X 代理人 山口元一 ほか

【被上告人】控訴人 被告 国 代理人 貝阿彌 誠 ほか

【第1審】東京地方裁判所 平成17年4月13日判決

【第2審】東京高等裁判所 平成18年2月28日判決

○判示事項

- 1 国籍法3条1項が、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後、父から認知された子につき、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した（準正のあった）場合に限り日本国籍の取得を認めていることによって国籍の取得に関する区別を生じさせていることと憲法14条1項
- 2 日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後、父から認知された子は、日本国籍の取得に関して憲法14条1項に違反する区別を生じさせている、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得したという部分（準正要件）を除いた国籍法3条1項所定の国籍取得の要件が満たされるときは、日本国籍を取得するか

○判決要旨

- 1 国籍法3条1項が、日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後、父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得した（準正のあった）場合に限り届出による日本国籍の取得を認めていることによって、認知されたにとどまる子と準正のあった子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、遅くとも上告人が国籍取得届を提出した平成15年当時において、憲法14条1項に違反して

いたものである。

- 2 日本国民である父と日本国民でない母との間に出生した後、父から認知された子は、国籍法3条1項所定の国籍取得の要件のうち、日本国籍の取得に関して憲法14条1項に違反する区別を生じさせている部分、すなわち父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得したという部分（準正要件）を除いた要件が満たされるときは、国籍法3条1項に基づいて日本国籍を取得する。

（1、2につき補足意見、意見及び反対意見がある。）

【参照】（1、2につき）憲法10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

同法14条1項 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

国籍法3条1項 父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子で20歳未満のもの（日本国民であつた者を除く。）は、認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによつて、日本の国籍を取得することができる。

（1につき）国籍法2条1号 子は、次の場合には、日本国民とする。

一 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。

（2につき）憲法81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

○ 主 文

原判決を破棄する。

被上告人の控訴を棄却する。

控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

○ 理 由

上告代理人山口元一の上告理由第1ないし第3について

1 事案の概要

LLI/DB 判例秘書

【判例番号】 L05310008

通行地役権設定登記手続等請求事件

【事件番号】 最高裁判所第2小法廷判決／平成9年（オ）第966号

【判決日付】 平成10年2月13日

【判示事項】 設定登記のされていない通行地役権について承役地の譲受人が登記の欠缺を主張する正当な利益を有する第三者に当たらないと解すべき場合

【判決要旨】 通行地役権の承役地が譲渡された場合において、譲渡の時に、右承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、譲受人がそのことを認識していたか又は認識することが可能であったときは、譲受人は、通行地役権が設定されていることを知らなかったとしても、特段の事情がない限り、地役権設定登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有する第三者に当たらない。

【参照条文】 民法177

民法280

【掲載誌】 最高裁判所民事判例集52巻1号65頁

裁判所時報1213号38頁

判例タイムズ969号119頁

金融・商事判例1046号33頁

判例時報1633号74頁

金融法務事情1514号61頁

【評釈論文】 ジュリスト1134号112頁

ジュリスト臨時増刊1157号63頁

判例評論477号32頁

法学教室215号110頁

法学教室222号別冊付録14頁

法曹時報50巻12号220頁

法律時報別冊私法判例リマークス18号22頁

民商法雑誌119巻3号103頁

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人宮國英男の上告理由について

一 通行地役権（通行を目的とする地役権）の承役地が譲渡された場合において、譲渡の時に、右承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、譲受人がそのことを認識していたか又は認識することが可能であったときは、譲受人は、通行地役権が設定されていることを知らなかったとしても、特段の事情がない限り、地役権設定

登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有する第三者に当たらないと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

(一) 登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有しない者は、民法一七七条にいう「第三者」（登記をしなければ物権の得喪又は変更を対抗することのできない第三者）に当たるものではなく、当該第三者に、不動産登記法四条又は五条に規定する事由のある場合のほか、登記の欠缺を主張することが信義に反すると認められる事由がある場合には、当該第三者は、登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有する第三者に当たらない。

(二) 通行地役権の承役地が譲渡された時に、右承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、譲受人がそのことを認識していたか又は認識することが可能であったときは、譲受人は、要役地の所有者が承役地について通行地役権その他の何らかの通行権を有していることを容易に推認することができ、また、要役地の所有者に照会するなどして通行権の有無、内容を容易に調査することができる。したがって、右の譲受人は、通行地役権が設定されていることを知らないで承役地を譲り受けた場合であっても、何らかの通行権の負担のあるものとしてこれを譲り受けたものというべきであって、右の譲受人が地役権者に対して地役権設定登記の欠缺を主張することは、通常は信義に反するものというべきである。ただし、例えば、承役地の譲受人が通路としての使用は無権原でされているものと認識しており、かつ、そのように認識するについては地役権者の言動がその原因の一半を成しているといった特段の事情がある場合には、地役権設定登記の欠缺を主張することが信義に反するものということとはできない。

(三) したがって、右の譲受人は、特段の事情がない限り、地役権設定登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有する第三者に当たらないものというべきである。なお、このように解するのは、右の譲受人がいわゆる背信的悪意者であることを理由とするものではないから、右の譲受人が承役地を譲り受けた時に地役権の設定されていることを知っていたことを要するものではない。

二 これを本件について見ると、原審が適法に確定したところによれば、(1) 分筆前の沖縄県島尻郡a町字b三六〇四番一の土地を所有していたAは、昭和四六年ころ、これを六区画の宅地及び東西三区画ずつの中央を南北に貫く幅員約四メートルの通路として造成した、(2) 右通路は、その北端で、右分筆前の土地の北側に接して東西方向に通る公道に通じている、(3) 右分筆前の土地の西側に接して南北方向に通る里道があるが、その有効幅員は一メートルにも満たない、(4) Aは、昭和四九年九月、右六区画のうち西側中央の三六〇四番八の土地（第一審判決別紙物件目録二記載の土地）を被上告人に売り渡し、その際、Aと被上告人は、黙示的に、右通路部分の北側半分に相当する本件係争地に要役地を三六〇四番八の土地とする無償かつ無期限の通行地役権を設定することを合意した、(5) 被上告人は、以後、本件係争地を三六〇四番八の土地のための通路として継続的に使用している、(6) Aは、昭和五〇年一月初ころ、右六区画のうち東側中央、南東側及び南西側の三区画並びに右通路部分をBに売り渡し、これらの土地は、その後分合筆を経て昭和五九年一〇月に三六〇四番五の土地（第一審判決別紙物件目録一記載の土地）となった、(7) AとBは、右売買の際に、黙示的に、BがAから右通行地役権の設定者の地位を承継することを合意した、(8) Bは、右売買後直ちに、本件係争地を除いた部分に自宅を建築し、本件係争地については、アスファルト舗装をし、その東端と西端に排水溝を設けるなどして、自宅から右公道に出入りするための通路とした、(9) 被上告人は、昭和五八年、三六〇四番八の土地に、東側に駐車スペースを設け、玄関が北東寄りにある自宅を建築し、本件係争地を自動車又は徒歩で通行して右公道に出入りしていたが、Bがこれに異議を述べたことはなかった、

(10) Bは、平成三年七月、三六〇四番五の土地を上告人に売り渡したが、上告人がBから右通行地役権の設定者の地位を承継するとの合意はされていない、(11) しか

し、上告人は、三六〇四番五の土地を買い受けるに際し、現に被上告人が本件係争地を通路として利用していることを認識していたが、被上告人に対して本件係争地の通行権の有無について確認することはしなかったというのである。

そうすると、三六〇四番八の土地を要役地、本件係争地を承役地とする通行地役権が設定されていたものであるところ、上告人が本件係争地を譲り受けた時に、本件係争地が三六〇四番八の土地の所有者である被上告人によって継続的に通路として使用されていたことはその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、上告人はそのことを認識していたものといえる。そして、本件においては前記特段の事情があることはうかがわれないから、上告人は、右通行地役権について、これが設定されていることを知らなかったとしても、地役権設定登記の欠缺を主張する正当な利益を有する第三者に当たらないものと解すべきである。

三 したがって、原審が上告人を背信的悪意者であるとしたことは、措辞適切を欠くものといわざるを得ないが、上告人が被上告人の通行地役権について地役権設定登記の欠缺を主張する正当な利益を有する第三者に当たらないとした原審の判断は、結論において是認することができる。論旨は、原判決の結論に影響のない事項についての違法をいうに帰するものであって、採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大西勝也
裁判官	根岸重治
裁判官	河合伸一
裁判官	福田 博

新任判事補への期待～裁判について考える

東京高等裁判所 秋 吉 淳一郎

1 裁判への関与

- (1) 判例の重要性
- (2) 判例の勉強方法
- (3) 裁判の重要性

2 刑事裁判の今

- (1) 我が国の刑事裁判は絶望的？(昭和60年の平野論文)
- (2) 裁判員裁判が教えてくれたもの
 - ア 自白事件での人証化
 - イ 判断過程の言語化
 - ウ 控訴審の審査の在り方
- (3) 今後の課題
 - ア 裁判員裁判の定着に向けて
 - イ ダブル・スタンダード問題
 - ウ 取調べDVD問題

3 新任判事補に期待するもの

- (1) マネージメント能力
- (2) 事件を通しての成長
- (3) 常に考えること
- (4) 合議の重要性
- (5) ON と OFF の切り替えを上手に

○ 最高裁平成11年3月10日第2小法廷決定（刑集53巻3号339頁）

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令2条4号にいう「不要物」とは、自ら利用し又は他人に有償で譲渡することができないために事業者にとって不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当である。
- 2 豆腐製造業者から処理料金を徴して、収集、運搬、処分した本件おからは、同法施行令2条4号にいう「不要物」に当たり、同法2条4項にいう「産業廃棄物」に該当する。

○ 最高裁平成24年9月7日第2小法廷判決（刑集66巻9号907頁）

前科証拠は、自然的関連性があることに加え、証明しようとする事実について、実証的根拠の乏しい人格評価によって誤った事実認定に至るおそれがないと認められるときに証拠能力が肯定され、前科証拠を被告人と犯人の同一性の証明に用いる場合は、前科に係る犯罪事実が顕著な特徴を有し、かつ、それが起訴に係る犯罪事実と相当程度類似することから、それ自体で両者の犯人が同一であることを合理的に推認させるようなものであるときに証拠能力が肯定される。

○ 最高裁平成24年2月13日第1小法廷判決（刑集66巻4号482頁）

控訴審が第1審判決に事実誤認があるというためには、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示す必要がある。

○ 法学教室386号18頁 【インタビュー】 刑事の判例を読む

○ 全国裁判所書記官協議会 会報 164号73頁

講演 裁判官と書記官との協働態勢について

平成28年度新任判事補研修

裁判所における情報セキュリティ とITについて

(情報政策課からの説明)

平成29年1月19日

最高裁判所事務総局情報政策課

参事官 橋 爪 信

本日の予定

1 情報セキュリティについて

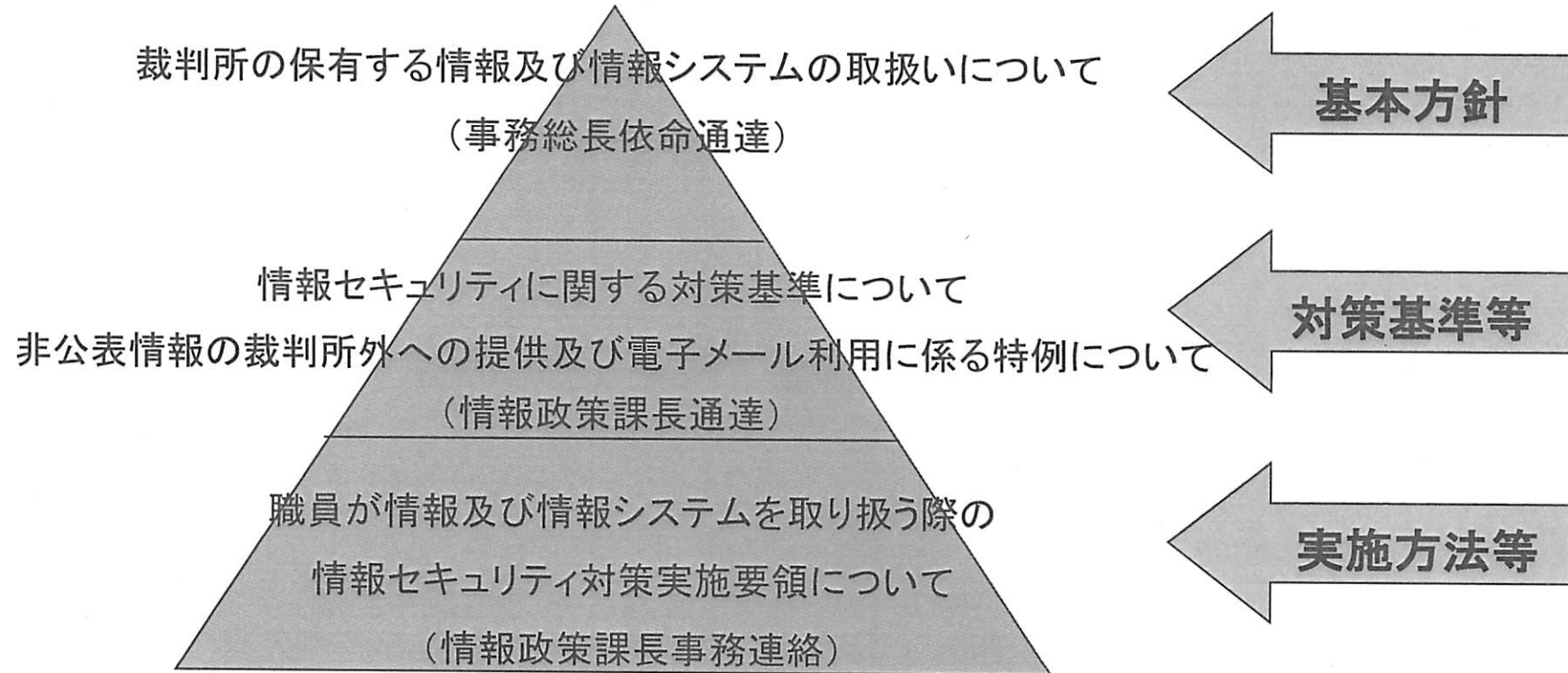
- (1) 裁判所の情報セキュリティに関するルール
- (2) 裁判所における主要な情報セキュリティリスク
- (3) 情報セキュリティ確保の必要性

2 裁判所のIT

1 情報セキュリティについて

(1)裁判所の情報セキュリティに関するルール

情報セキュリティポリシー (情報セキュリティ関連通達等)

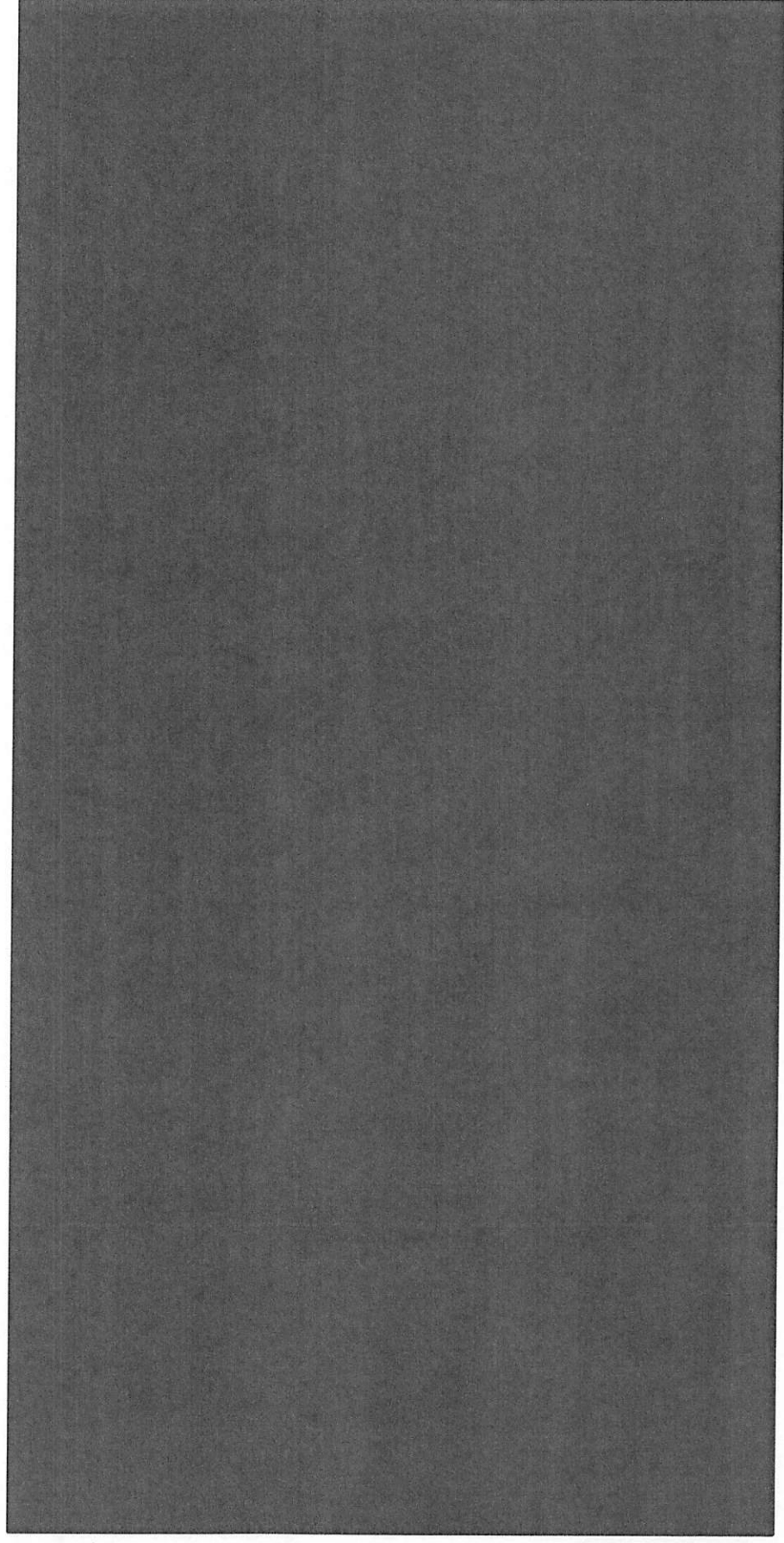


- 各通達等は、J・NETポータルに掲載されている。
- ログイン→「最高裁各局課からのお知らせ」→「記事検索」→フリーワード『セキュリティポリシー』又は『セキュポ』で検索すると便利

- 要点をまとめたものが「情報セキュリティポリシーの要点(裁判官用)」(以下「要点」と表記)

①職場で判決や合議メモを起案するとき

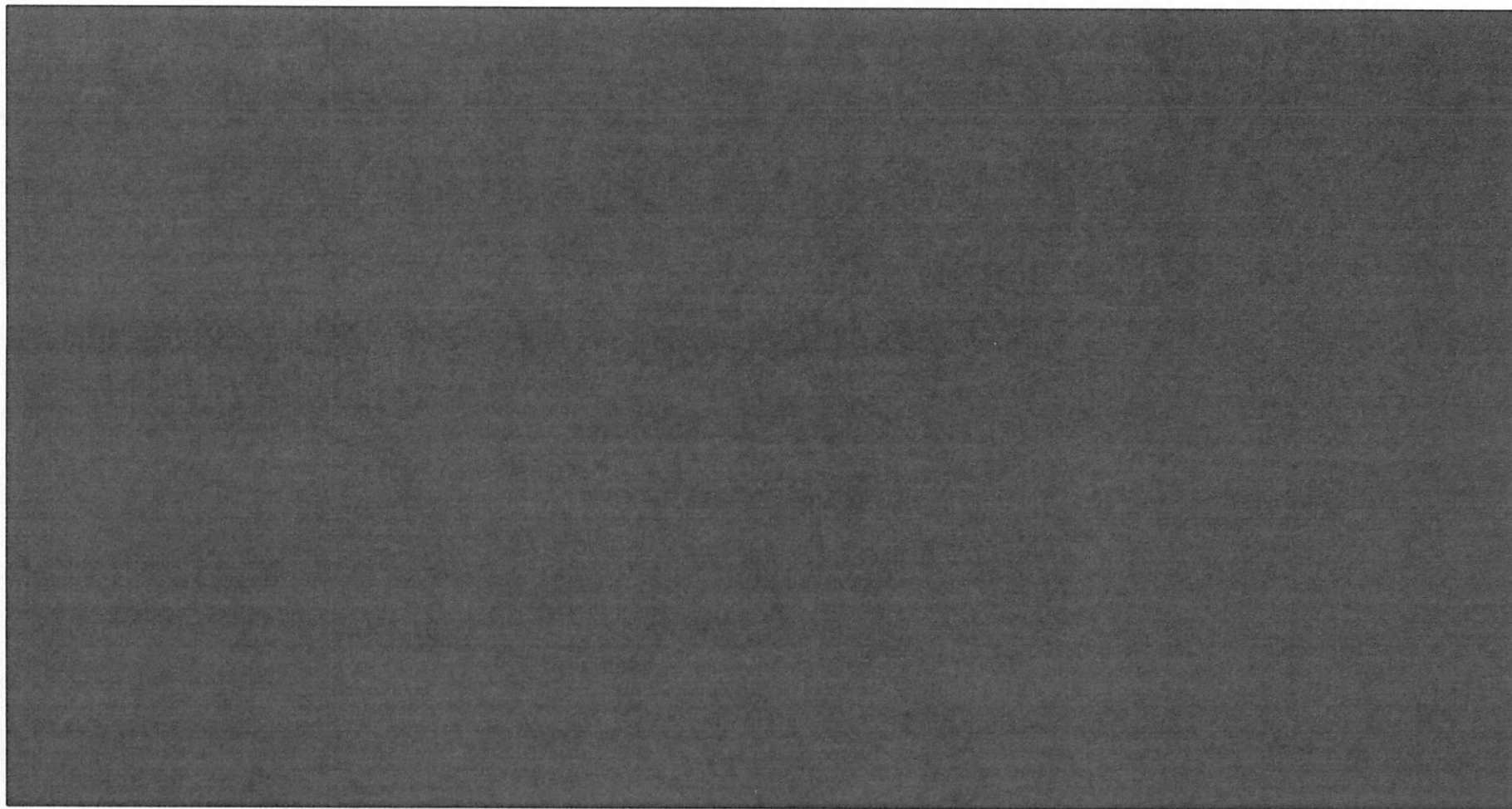
(要点P.5, 6)



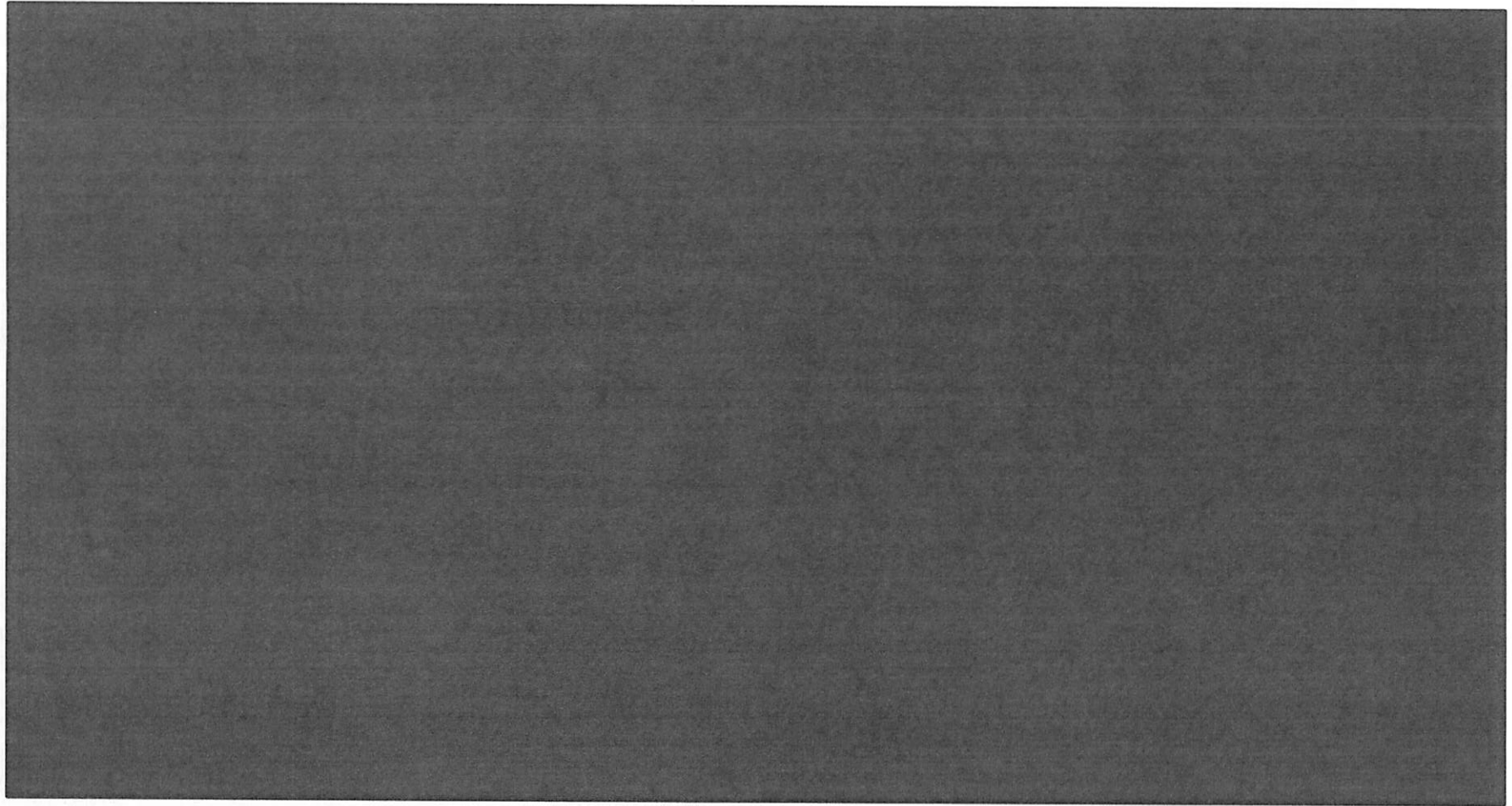
④裁判所で電子メールを受信するとき

～標的型メール攻撃への対策～

(要点P.37～)



(2) 裁判所における主要な情報セキュリティリスク



■標的型メール攻撃とは

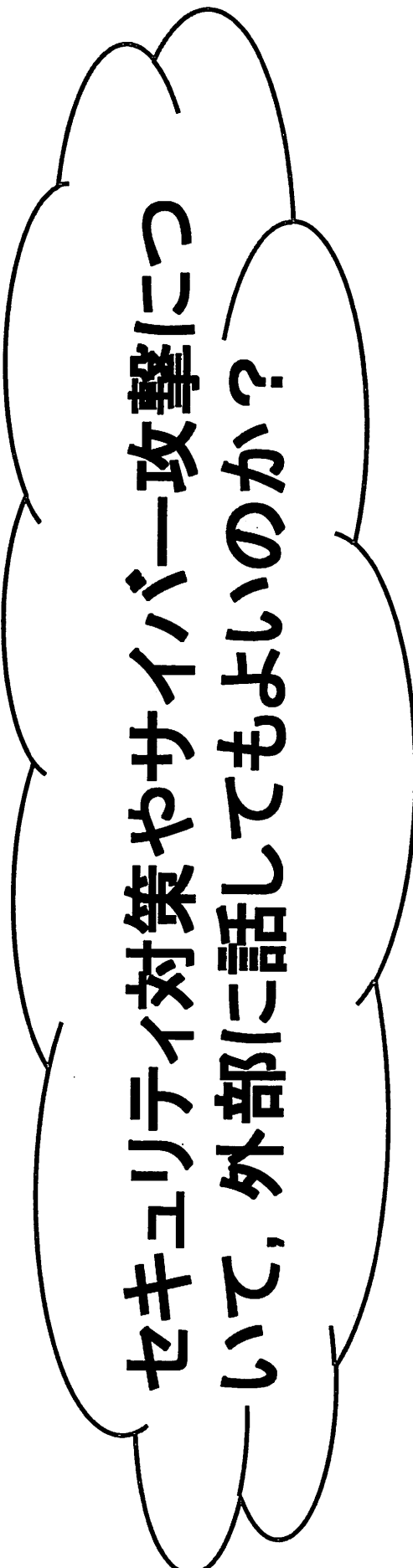
特定の相手を狙い、送信者の詐称やタイトル・本文の巧妙な記述内容によって、ウイルスを仕込んだ添付ファイルを開かせたり、メールに記載されたURLをクリックさせ、コンピュータをウイルスに感染させる攻撃方法。ウイルス感染に気付きにくく、知らないうちに情報が窃取、破壊されたり、他のパソコンにウイルスが拡散したりする。

■標的型メール攻撃により総務省の複数のパソコンがウイルス感染(震災関連資料に見せかけたウイルス)

■標的型メール攻撃により、日本年金機構の端末に不正プログラムを感染させ、複数台の端末が攻撃者の遠隔操作下に置かれた。約125万件の個人情報が流出した。

注 意

- ・ 裁判所職員に対しても、標的型メールと思われる不審なメールが送信されている！



セキュリティ対策やサイバー攻撃について、外部に話してもよいのか？

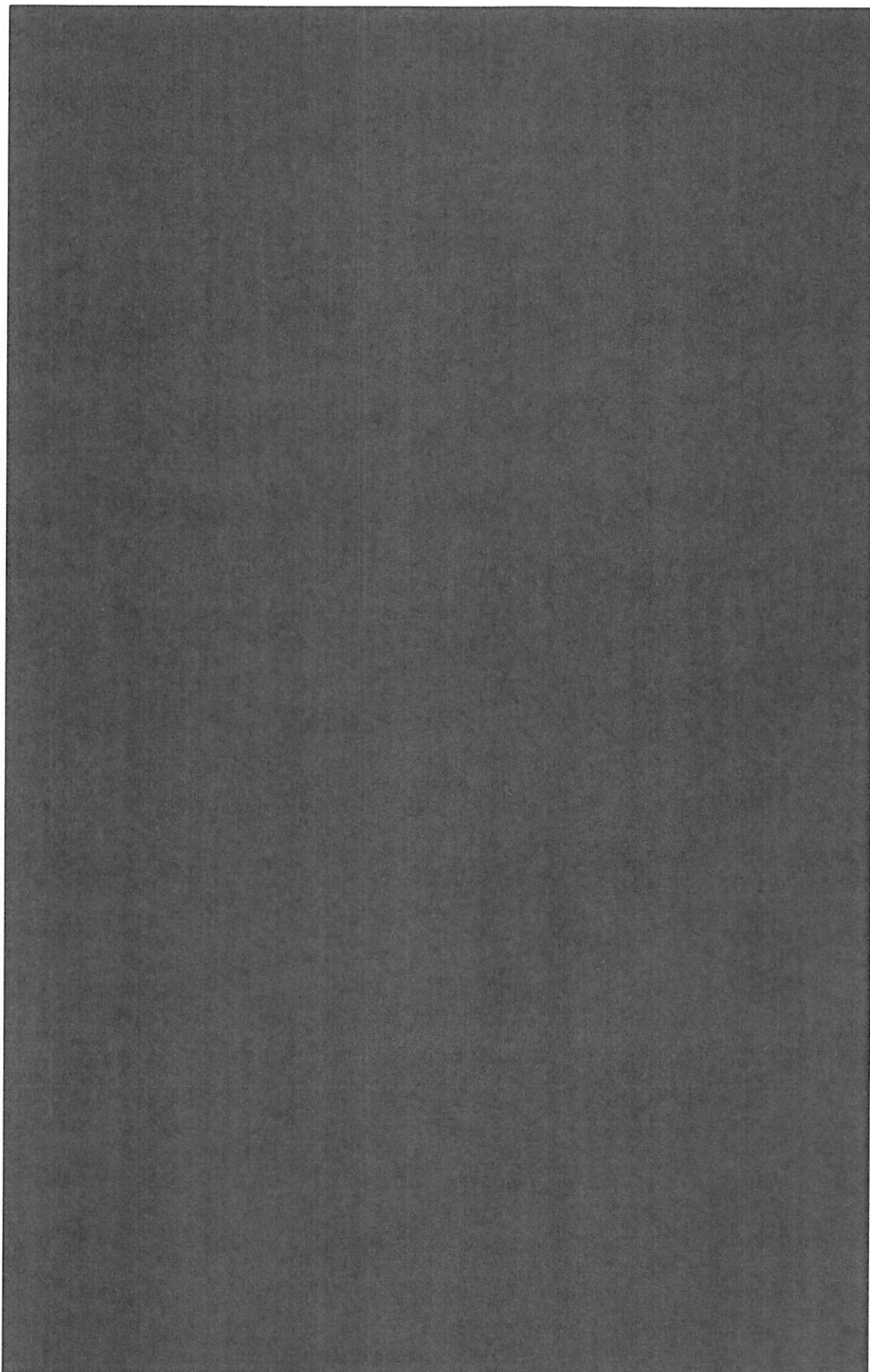
NO !

- 攻撃の端緒や，弱点を探知する手がかりとなってしまう。
- 秘密保持もセキュリティ対策の一つ

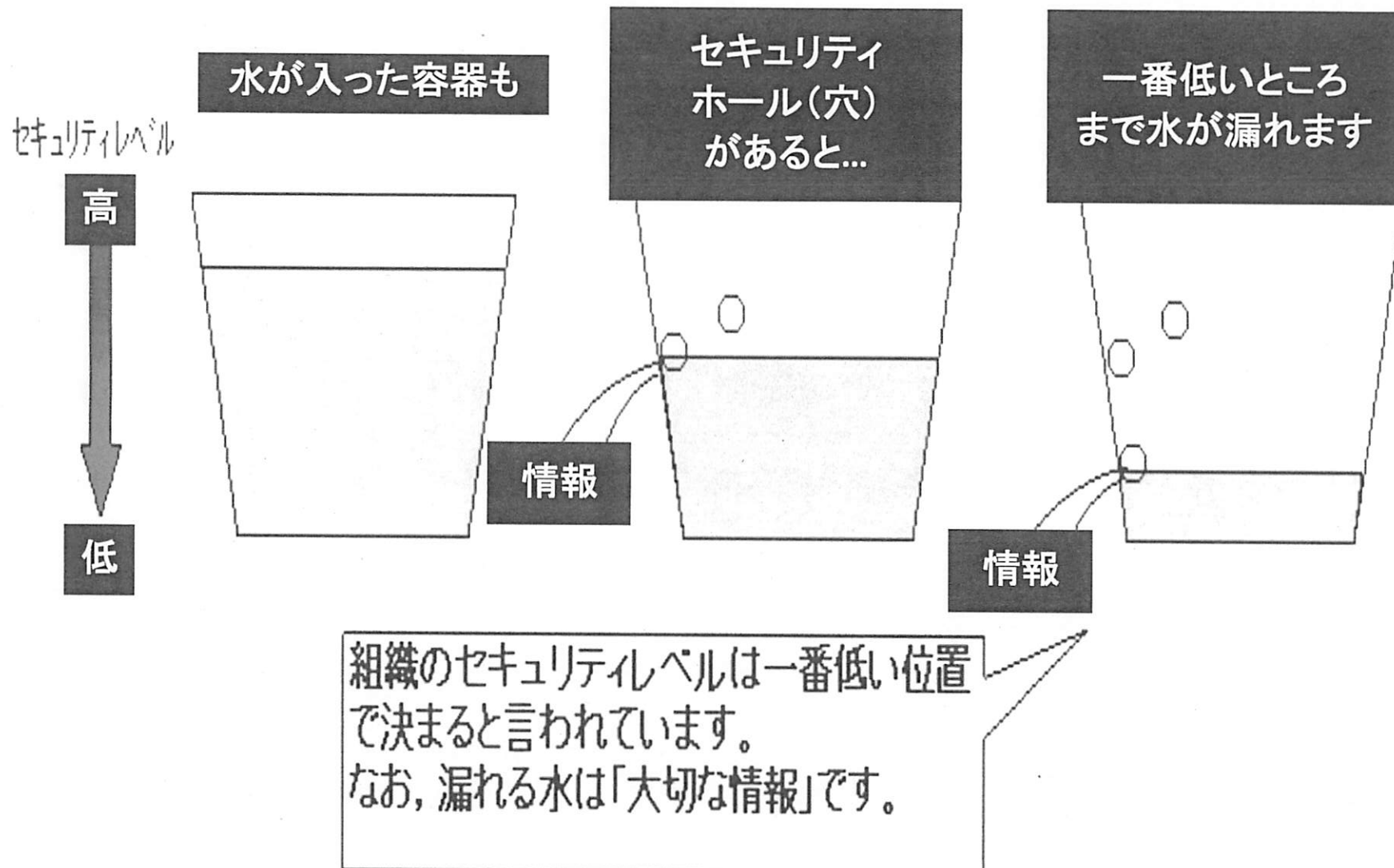
(3) 情報セキュリティ確保の必要性

もしも、あなたが標的型メール攻撃の添付ファイルを開封してしまったら…？！

もしも、あなたが言渡し前の判決データが格納されたUSBメモリを紛失してしまったら…？！



セキュリティ意識が希薄な職員が一人でもいると...



情報セキュリティのルールを遵守することは、
裁判所に対する国民の信頼を確保することで
すが……実は

あなた自身を守ることです。

2 裁判所のIT

(1) パソコン

- ・職員貸与パソコン

※飲み物をこぼすなどしてパソコンを毀損
させることのないよう十分に注意

(2) J・NETポータル

J・NETポータルとは・・・

- 掲示板としての機能と各種データベースにリンクする機能とがあり、各種業務の情報を必要とする職員にとって、いわば、玄関(ポータル)の役割を果たすもの
- ログイン後の画面にパスワードの有効期限を警告表示する機能により、情報セキュリティの確保にも一役買っている。

※1日1回以上、閲覧を！

主なコンテンツ

- **最高裁各局課等からのお知らせ**

法律・政令・規則等の制定や改正等の情報、情報セキュリティに関する最新の情報・注意喚起など、広く職員が共有する必要がある記事が掲載されている。記事に付されたID番号のほか、記事掲載部署やフリーワードによる記事検索もできる。

- **高地家簡裁掲示板**

全国の高地家裁本庁ごとの情報共有のために用意されている掲示板であり、本庁及び管内の支部・簡裁単位で掲載記事の閲覧等ができるほか、本庁支部間等の情報共有に使用されている。

- **裁判集等データベースⅡ**

最近の主な最高裁判所の判決等や，最高裁判所判例集，最高裁判所裁判集及び高等裁判所判例集に登録された判決等を事件番号や裁判年月日等で検索できるデータベース

- **規則集等データベースⅡ**

最高裁判所の規則，規程，通達，通知等を検索できるデータベース

・事件情報データベース

事件処理をする上で有益な情報を検索・閲覧することができる各種データベースコンテンツ

・民事情報データベース(ミンフォ)

・刑事情報データベース(ケイフォ)

・行政・労働・知財情報データベース(G-desk)

・家事・少年情報データベース(Famil☆in)

- **司法研修所第一部教官室データベース**

裁判官研修の予定と概要，研修の講演録や参考資料，CD・DVD教材や司法研究報告書のリスト等，自己研さんに資する情報が多数掲載されている。

なお，平成29年4月以降は，各事件局の「事件情報データベース」と画面やシステム構成等が共通化され，「司法研修所情報データベース」としてリニューアルされる予定である。

(3) 主な事件処理システム

- ・民事裁判事務支援システム

(MINTAS)

- ・刑事裁判事務支援システム

(KEITAS)

(4) 多機能サーバ

